



外国人技能実習生を取り巻く 環境と受け入れの留意点

山口県外国人技能実習生受入組合協議会 西山 一夫

食品業界はじめ、多くの製造業において人手不足は喫緊の課題となっている。新たな現場の担い手として外国人技能実習生を受け入れる企業も増えている。しかし、受け入れ体制を十分に整えないまま、とにかく労働力補強のために採用しようという安易な考えで採用してしまえば、思わぬトラブルを招いてしまうかもしれない。人手不足解消の一手としてこれから外国人活用を検討する企業は、十分な知識と理解を持ったうえで取り組むべきである。

本稿では、現在の技能実習制度の概要や受け入れ実態を伝え、外国人採用を失敗しないために事前に理解しておくべき留意点を述べる。食品製造業に限らず、技能実習制度を活用するすべての企業に参考にしていただきたい。

技能実習制度の現状

技能実習制度は、1982年1月の出入国管理および難民認定法の改正により企業単独型の外国人研修生の受け入れから始まり、1993年4月に創設された制度である。その後、幾多の法改正を重ね、2017年11月、外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律の施行により現在に至っている。この制度は、国際貢献のため、開発途上国の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転するものである。技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、関係労働法例が適用されており、2018年6月末現在、全国に約28万5,000人在留している。なお、2019年3月末では約33万人に増加している。

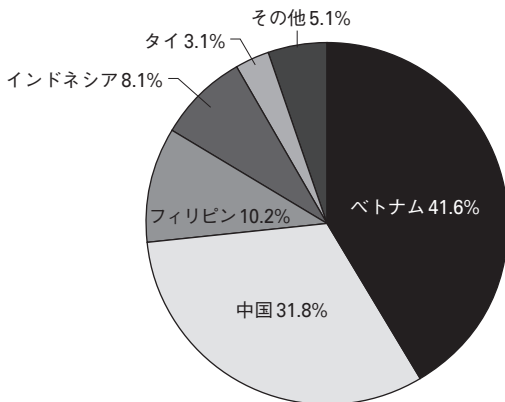
18年6月末の在留外国人数約263万7,000人のうち、技能実習生の構成比は10.8%で、在留資格別では、永住者75万9,000人、特別永住者32万6,000人、留学32万4,000人に続き4番目で、前年比4.2%と、近年増加している留学の4.1%と同じく、高い伸びとなっている。2017年6月時点での国籍別では、ベトナム約10万5,000人、中国約8万人、フィリピン約2万6,000人、インドネシア約2万人、タイ約8万人の順番である。近年は特にベトナム人の増加が著しく、2011年の約2万2,000人に比べると大幅に増えている。一方、中国は2011年の約10万7,000人から減少傾向にあるのが特徴である(図1)。

受け入れの職種は法に定められており、2019年

図1 受け入れ人数の多い国

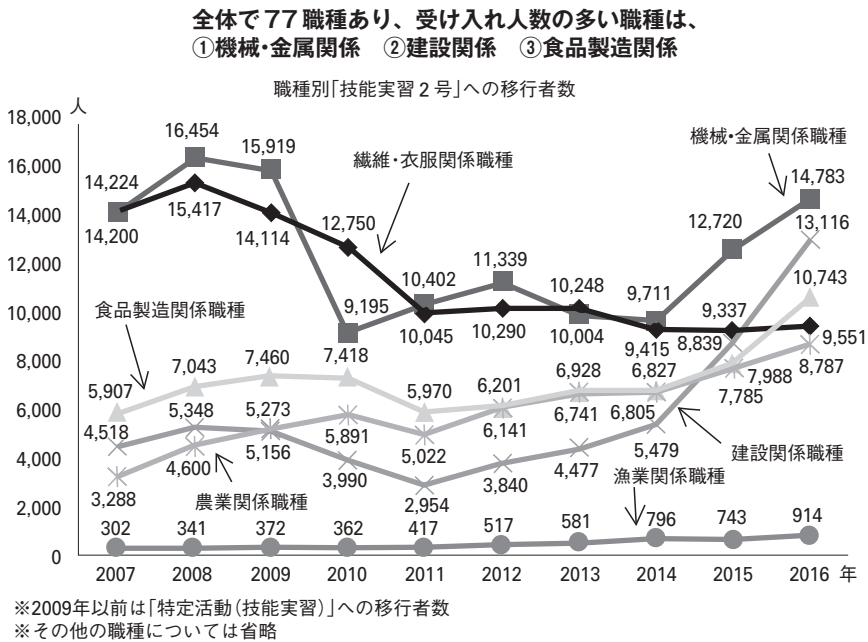
受け入れ人数の多い国は、
①ベトナム ②中国 ③フィリピン

2017年6月末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



出典：法務省データ

図2 受け入れ人数の多い職種



3月現在、80職種、144作業に分けられる。なお、職種内容には年々拡大している。受け入れ人数の多い職種は、機械・金属関係、建設関係、食品製造関係となっている。特に近年、建設関係職種、機械・金属関係職種、食品製造関係職種および農業関係職種の伸びが著しいのが特徴である(図2)。この背景には、少子高齢化が進み、人口減少や労働力不足にどう対処するのかという側面から、女性の活躍推進、子育てしやすい環境づくり、定年の延長といった施策推進とともに、外国人の労働力の確保という一面もある。

技能実習制度の見直し

2017年11月、外国人の技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する法律の施行により、これまで入管法令で定められていた多くの部分をこの技能実習法で規定し直し、現在はこれに基づいて運営されている。この法改正により、新たに外国人技能実習機構が設立された。技能実習を適正に実施するため、技能実習生ごとに作成する技能実習計画は認定制となり、実習実施者も届け出制となった。また、技能実習生の保護を図るため

の監理団体も許可制となり、技能実習生への人権侵害に対する罰則も整備された。同時に、制度の拡充も行われ、優良な監理団体、実習実施者は、実習期間をこれまでの3年間から5年間へ延長することができるとともに、人数枠も拡大された。これらのチェック体制が整うことにより、技能実習生の支援や保護の窓口も整備された。このような法整備のもと、3号実習生として2年間の延長を望む多くの技能実習生が再入国を果たしており、技能実習生の人数も大幅に増加している(図3)。

実態の影とトラブル未然防止のためにすべきこと

しかしながら、このような法整備にもかかわらず、一部の实習実施者においては相変わらず法の趣旨に背く行為を行っているところがあることも事実であり、監理団体においても適正な監理を行っていないところもある。これらについては厳しく対処すべきである。また、技能実習生の増加に伴い、失踪者の急増も大きな課題となっている。原因の1つとして指摘されている、入国前に多額の借金をしてくるとの問題については、送り出し国の国内問題でもあり、トラブルの未然防止の観